船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令及び船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第一条　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第二（第四条の三及び第十八条関係）	
講習科目	条件
（略）	（略）
三　食品衛生	一　栄養士又は管理栄養士 二～四　（略）
（略）	（略）

改正前	
別表第二（第四条の三及び第十八条関係）	
講習科目	条件
（略）	（略）
三　食品衛生	一　栄養士 二～四　（略）
（略）	（略）

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第二条　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（船舶料理士の資格）	
第二条　船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。	
一　（略）	
二　船舶に乗り組んで一年以上（次号ロに掲げる者又は調理師、栄養士、管理栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者にあつては、三月以上）専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。	
三　次のいずれかに該当する者であること。	
イ・ロ　（略）	
ハ　調理師、栄養士、管理栄養士その他イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者	
2　前項第三号ロに掲げる者又は調理師、栄養士、管理栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者については、前項第二号の規定は、適用しない。	
別表第二（第八条関係）	
試験科目	条件
（略）	（略）
四　栄養学（学科）	一　（略） 二　栄養士又は管理栄養士
五　食品学（学科）	一　（略） 二　栄養士又は管理栄養士

改正前	
（船舶料理士の資格）	
第二条　船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。	
一　（略）	
二　船舶に乗り組んで一年以上（次号ロに掲げる者又は調理師、栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者にあつては、三月以上）専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。	
三　次のいずれかに該当する者であること。	
イ・ロ　（略）	
ハ　調理師、栄養士その他イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者	
2　前項第三号ロに掲げる者又は調理師、栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者については、前項第二号の規定は、適用しない。	
別表第二（第八条関係）	
試験科目	条件
（略）	（略）
四　栄養学（学科）	一　（略） 二　栄養士
五　食品学（学科）	一　（略） 二　栄養士